

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年6月28日 185号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

定期購入に気を付けよう！

2. 消費者庁からの注意喚起

国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

消費生活センターには、『スマートフォンで「ダイエットサプリ初回500円」という広告を見て1回だけ買うつもりで申し込んだが、実は定期購入だった』など定期購入に関する相談が多く寄せられています。

6月1日に改正特定商取引法が施行され、販売事業者には商品の分量や販売価格、期間、解除に関する事など契約の申込内容を最終確認画面に明確に表示することが義務付けられました。誤認させる表示により申し込んだ消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

インターネット通販などで低価格を強調する広告を見て申し込む場合は、注文前に最終確認画面の表示をよく確認しましょう。

最終確認画面で確認すべきポイントなど、詳しくは下記リンクをご覧ください。

<参考資料>

○国民生活センター

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？－「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！－

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220609\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220609_1.html)

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

## 2. 国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください

全国の消費者あてに、国民生活センターと消費者庁をかたるハガキが届いています。「数年前の通販の（代理請求）弁護士事務所からの請求は無効。時効は2年です。」などと書かれた不審なハガキが届いても無視しましょう。また、その後にハガキに関する電話やメール等があったとしても対応しないでください。

お金を要求される等、不審な点や不明な点があればすぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

詳しくはこちらをご覧ください ↓↓↓

○国民生活センター

国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616\\_3.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_3.html)

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが [mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■